

2017年森ゼミ夏合宿

中国の海洋進出に関する ケーススタディ

2017年9月6日

制作：奥野、小栗、關、南澤

目次

I. はじめに	p. 3
II. 紛争の経過	p. 6
III. 争点	p. 9
IV. 関係国の立場	p. 11
V. 展望	p. 26
VI. 参考文献一覧	p. 27

I. はじめに

本レポートは、中国の海洋進出についてのケーススタディをまとめたものである。この目的は、中国が海洋進出を進めるに当たって生起している問題、主として南シナ海の領土に関する問題について、その歴史的背景と何が争点となっているのか、関係する各国がどのようにこの問題に対応しているかを示すことである。したがって本レポートの構成として、はじめにこの問題がどのような歴史的背景(紛争の経過)を持っているかを記述し、そこからどのような問題が争点となっているのかを検討する。これらを踏まえ、争点に対して各国はどのような姿勢でそれらに対峙しているのかを示す。最後に、この領土問題がどのような形で解決をみるのかを予測的に検討したい。

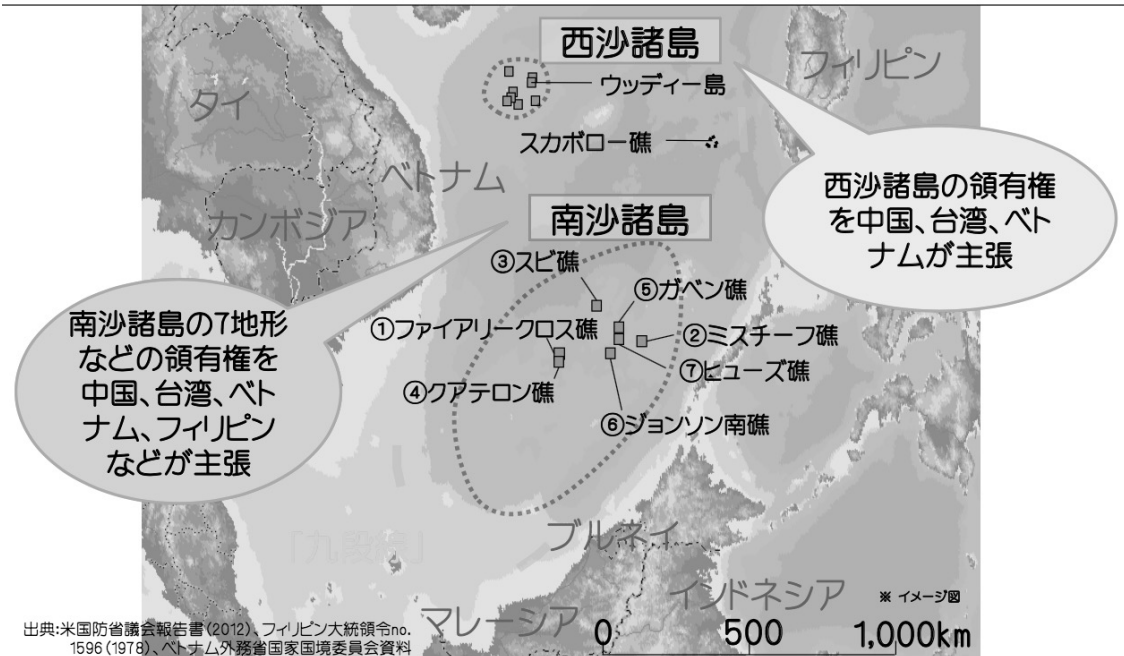
南シナ海はどのような意味を持つか

上に挙げた具体的内容に入る前に、南シナ海問題の俯瞰的構図と、これがどのような意味を持って生起しているものなのかを簡潔ながら明らかにしたい。また、南シナ海問題を理解するのに必要なその他の知識も記述する。

南シナ海での領有権を巡る争いにおいて、領土主張を通じて直接的に関わっている国は複数ある。それらは、中国、フィリピン、インドネシア、ブルネイ、マレーシア、ベトナムの6カ国である。これらのうち中国は、九段線(Nine Dash Line)と称する線で囲まれた範囲を自国の管轄権が及ぶとしている。これに対し、そのほかの国は、中国が主張する領域は、自国の管轄権が及ぶとする範囲と重複しており、認められないという立場である。これらの国々は、南シナ海にある島々に対して領有権を主張しており、その大半は中国が主張する領有権と重複している。このような状態の中で、中国は領有権と管轄権の主張を現実のものにすべく、環礁における構造物の建築など既成事実の積み重ねを行なっている。これに対して、他のクレイマント諸国はASEANなどのレジームを通じて南シナ海問題に関する法的枠組み作りに取り組むなどして対抗している。しかしながら、中国がその国の経済において大きな割合を占める場合や、中国に対して好意的な態度(アメリカに対して懐疑的)を示す国もあるため、強硬な姿勢をとりにくい、もしくは各国の足並みが揃わないのが現状である。以上が南シナ海問題の外観である。

(ダイジェスト: 1/3)南シナ海全体図

- 南シナ海においては、南沙諸島や西沙諸島の領有権などをめぐってASEAN諸国と中国の間などで主張が対立



出典：防衛省「南シナ海における中国の活動」防衛省、(2016)。

以下では、この問題がどのような構造になっているのかを示す。この問題は2つの層によって構成されている。下層は上記に示したような、中国対他のクレイマント諸国の構図である。この層では、海域の島に対する領有権が争われる。他のクレイマント諸国は、自国の漁業権や海底資源の管轄権を守るために中国と対峙しており、中国は、自国の安全保障に関する利益などのために、この海域での活動、主張を行っていると見られる。

これに対して上層は、中国対アメリカ、もしくは中国対現行の秩序・規範という対立である。この層では、国連海洋法条約などの国際法や、それに付随する規範が争点となる。中国はこれら「規則と規範 (rules and norms)」を一部侵害する形で自国の主張を通して一方、アメリカなど現行の秩序を守る立場にある国家は、この侵害を抑止しようと試みている。何故ならば、このような行為をアメリカが許容し、力による現状変更が世界にまかり通るようになれば、現在アメリカが世界に浸透させようとしてきたリベラルな秩序は崩壊してしまうためである。このように、上層では規範を争点とし主として中国とアメリカが対峙している。

以上、南シナ海問題の二つの層を示したが、この二層はお互いに相互作用が可能である。フィリピンが提訴した仲裁裁判所の判決は相互作用の好例である。フィリピンは自国の物質的利益（すなわち下層で争われているもの）を守るために提訴したが、この仲裁裁判の判決は法的効力を持つため、上層における規則と規範の争いにもなっているのである。以上、南シナ海問題の構造を明らかにした。これらを踏まえて、この問題に関連する国連海洋法条約を確認する。

国連海洋法条約 (海洋法に関する国際連合条約 : United Nations

Convention on the Law of the sea UNCLOS)

ここでは、南シナ海問題に特に関係の深い国際法として、国連海洋法条約における、領有権等に関する箇所について言及する。

国連海洋法条約—1982年に署名。「海の憲法」と呼ばれる。

海を挟んで向かい合う400海里に満たない国家の間で外交交渉により排他的経済水域 (EEZ) と大陸棚の境界を画定する必要が生じた。

国際海洋法条約体制のもと、東アジアの海洋で

1. 領土主権の帰属
 2. 沿岸国間の管轄権の配分
 3. 沿岸国の管轄権と利用国の航行・上空飛行の自由とのバランス
- の3つの紛争が生じてきた。

1. 大陸または島の領土を起点とする海域に対する沿岸国の管轄権を規定しているが、領土問題を裁く機能はもっていない。

→境界画定を交渉する関係国間に帰属認識が異なる陸域があるとき、領土問題と海洋の管轄権の分配という二つの紛争が重なる。

2. 沿岸国間の管轄権の配分方法について EEZ 及び大陸棚の境界画定に関する条文は実質的に外交による問題解決という原則論のみ。

→関係国は境界画定の法的主張を形成し、それが国際法的に支持されていることを明らかにした上で、相手当事国との協議による合意形成に向かわざるを得ない。

3. 海洋の利用をめぐる沿岸国の管轄権と利用国の航行・上空飛行の権利のバランスという論点がある。排他的経済水域制度の導入は、海洋資源を管理利用する沿岸国の利益と、軍事目的を含む公海における海洋利用国の利益との間の妥協であったとされる。

→米国: 上記の自由は認められる立場

中国: 安全保障の利益を脅かす場合には認められない立場

Ⅱ. 紛争の経過

ここでは、大まかな時期区分を用いて紛争の経過を記述する。

(1) 中国はまだ抑制的な時期(～2013)

この期間、中国は人工島を建設するなど、既成事実を作ることはなかったものの、南シナ海の地形に対する主張は明確にしている。

- 1988 2 中国、南沙（スプラトリー）諸島のファイアリー・クロス礁に海洋気象観測所を建設
- 1990 1 第一回南シナ海紛争管理ワークショップ（インドネシア主催）
- 1991 ワークショップに、中国や台湾、ベトナム、ラオスが参加
- 1992 2 中国、南沙諸島の領有を明記した領海法を交付
- 7 中国、南沙諸島のカヴェン礁に領土標識を立てる。
- 7 ASEAN、南シナ海に ASEAN 宣言を発表
- 1995 2 中国、南沙諸島のミスチーフ礁を占拠、建造物を構築
- 3 ASEAN、「南シナ海の最近の情勢に関する外相声明」を発表
- 1998 中国、ミスチーフ礁の建造物の増強
- 1999 4 フィリピン、地域的行動基準の草案を作成
- 5 フィリピン、南沙諸島のセカンド・トーマス礁に海軍艦艇を座礁させる。
- 11 フィリピン、スカボロー礁に海軍艦艇を座礁させる
- 2002 11 ASEANと中国、「南シナ海における関係国の行動宣言（DOC）」を発表
- 2003 10 ASEAN・中国戦略的パートナーシップの発表
- 2004 9 ベトナムとフィリピン、中国、南シナ海の石油資源に関する共同の地震探査調査を実施することで合意
- 2006 中国が管轄権を有すると主張している海域で法執行部門が常時パトロールすることを定めた法律が設定
- 2007 11 中国、西沙諸島・南沙新たな行政単位である「三沙市」を設置諸島などを含めた
- 2010 中国、南シナ海は「核心的利益」の一部と発表
- 6 ナツナ諸島周辺で、中国漁船を拿捕したインドネシア巡視船に対し、中国海上法執行船が砲の照準を合わせ威嚇
- 中国海軍の艦載ヘリが海上自衛隊の護衛艦の近くを飛行する威嚇行為を行った
- 9 尖閣諸島中国漁船衝突事件
- 2011 5 ベトナムの排他的経済水域（EZZ）でベトナムの資源探査船が中国の監視船に調査用のケーブルを切断される。
- 6 バンガード礁周辺で作業中のベトナム資源探査船を中国艦船が妨害
- 7 ASEAN、DOCに関するガイドライン発表
- 2012 7 ASEAN、ASEAN 外相会議（AMM）の共同声明を発表できず

- 中国とフィリピン、スカボロー礁で対峙
- 2013 1 フィリピン、常設仲裁裁判所（PCA）に中国の「九段線」の主張を提訴
 5 セカンドトーマス礁周辺に艦船を派遣し、フィリピン軍の哨所への補給を妨害
 10 南ルコニア礁周辺へ艦船を派遣。

(2)南シナ海で中国が埋め立て、構造物の建設を開始し、拡張的志向を実行に移した時期（2013～現在）

この期間では、中国は人工島の建設や、島の構造物の建設などを行い、本格的に南シナ海を自国の領域にするための行動を起し始めた。また、複数の島において滑走を建造し、軍事拠点化も進めているとされる。この事実は地域の安定に大きく影響する。またアメリカのアクセスも制限される可能性もある。この状態が続けば、中国はその作戦遂行能力を飛躍的に向上させることができ、南シナ海におけるADIZ(防空識別圏)を独自に設定する可能性も考えられる。その場合、沿岸国の行動は大きく制限されることになる。

また、2016年7月の仲裁裁判所の判決では、中国の九段線の主張や、スカボロー礁におけるフィリピン漁民へのアクセス禁止、フィリピンの許可なしにミスチーフ礁で埋め立てと構造物の建築を行なったことに対して、国際法に違反しているとの判断が下された。そのため、今後も活動が続けることは、判断の不履行となる。この場合、安保理が履行のための勧告や措置を行うが、中国は常任理事国であるため、このような措置は現実にならない可能性が高い。

東シナ海（このセクションで設けた時期区分は南シナ海のみを念頭に置いたものであり、東シナ海とは関係ない）においては、2014年11月の安倍首相と習近平国家主席の初の首脳会談以降、関係改善が勧められていると見られてきたものの、東シナ海、尖閣諸島周辺における中国側の姿勢は軟化することはなかった。それどころか、海域に現れる公船は、3000トン級以上の大型船が増加し、その装備も拡充されていることが確認された。また、2015年には中国は新たなガス田開発を開始した。2008年にはガス田の共同開発が合意されたが、中国は合意を履行せず、一方的な開発を続けている状態である。

- 2014 中国、フィリピン漁船に中国艦隊が放水銃を発砲、南沙諸島のジョンソン南礁、クアテロン礁、カヴェン礁、ヒューズ礁などを埋め立て、ベトナムのEZZ内で石油掘削作業を開始
 1 ジェームズ礁周辺で艦艇が活動
 5～7 トリトン島南方に軍・海警船舶の護衛を伴いつつオイルリグを展開し、ベトナム艦船と対峙
 8 中国海警船舶がリード礁で活動し標識を投下。2011年にもフィリピン船舶の航行を妨害
 2015 4 中国、南沙諸島のファイアークロス礁、スービ礁、ミスチーフ礁などで埋め立てや建造物の構築を進める

スビ礁周辺でフィリピン航空機に対する強力な光の照射、退去要求などを行い、フィリピン側が懸念を表明

7 西沙諸島においてベトナム漁船が中国船に沈没。9月にも中国船と見られる船舶による同様の事案発生

2016 3 ナトゥナ諸島周辺に中国漁船が侵入、インドネシア当局に拿捕される

7 常設裁判所が中国の南シナ海の「九段線」主張に法的根拠がないと判決を下す

8 6日、尖閣諸島の接続水域に中国海警局の巡視船6隻が侵入、周辺海域に中国漁船約230隻が出現した。同日午後には海警局の巡視船1隻が加わって7隻が接続水域に侵入し、8日に至って海警局の巡視船および他の公船の隻数は15隻、漁船の数は400隻にも上った。

Ⅲ. 争点

このセクションでは、南シナ海問題において争点となっている問題についてまとめる。「はじめに」で示した通り、南シナ海問題には二つの層が存在する点を指摘した。ここではその区分に則り、上層と下層のそれぞれにおける争点を明らかにする。

<上層：中国対アメリカ及び規範>

① 公海の自由(アクセス)

関係国の立場で示したように、アメリカは公海の自由によってその世界的影響力を得ている。したがって、公海の自由はアメリカにとって死活的な利益である。それに対して中国は、南シナ海の礁等の地形を支配し、他国船の進入を拒んでいる。これは公海の自由を侵害するものであって、アメリカの利益を害するものである。アメリカは、中国に対抗して自国の利益を守ろうとするのか、それとも地域への影響力を犠牲にして中国との関係をとるのかが問われている。中国は、アメリカに睨まれながら現在のまま活動を続けるのか、もしくは上記のような活動をやめ、責任あるステークホルダー (responsible stakeholder) となり、国際社会のルールを遵守する姿勢をとるのかが問われている。また、この争点は国際法に関係するものでもある。もし、アメリカが中国の国際法を軽視する姿勢を許容するならば、国際法を守る仕組み (共同監視) が弱くなってしまう。中国が現在の姿勢を維持するならば、中国への国際社会の風当たりは激しいものとなり、領土以外の分野 (他国との経済協定等) へ波及する恐れがある。すなわち、中国は国際法を守らない国と見なされるようになり、経済分野等でも信頼されなくなる恐れがあるである。

➤ 争点へのアプローチ

中国：礁を支配し領有権を主張

アメリカ：中国に抗議、航行の自由作戦など

<下層：中国対他のクレイマント>

① 管轄権 (島の領有権)

中国が支配する 7 つの礁の近くでは、中国の艦船が活動しており、しばしば他国の船との衝突や、中国船による妨害が起こっている。これは他国の漁業活動を妨害するものであり、管轄権を脅かすものである。しかしながら、中国と他のクレイマント諸国の力量の差は歴然であり、容易に対抗できないのが現実である。中国は活動を続けることで自由に活動できる海を増やすことができ、また、当海域での軍事活動もスムーズに行うことができるようになる。他のクレイマントは自国の艦船の活動が危険にさらされ、漁業等の活動も制限されている。また、中国の軍事的な脅威も感じている。

➤ 争点へのアプローチ

➤

中国	力にものを言わせ、既成事実の積み重ねを行なっている。仲裁裁判の法的拘束力を持った判決にも屈しない。
日本	東シナ海に中国が集中できないように、南シナ海で他のクレイマントを支援

中国の海洋進出に関するケーススタディ

インドネシア	自国の軍事、沿岸警備能力の強化。米国との協力体制
フィリピン	自国の能力強化。自国が領有している島における滑走路の建設等の対抗措置。アメリカとの協力。近年は経済的利益から中国寄りに？
ベトナム	自国が領有権主張する島で埋め立て、滑走路等の建設。自国の能力の強化。米国との協力体制。

東シナ海問題における争点

争点：尖閣諸島と周辺海域における支配権

日本が現在支配権を確立している。しかし中国も、より大きな艦船を用いて日本の優位に立とうとしている。周辺海域には天然資源が存在しており、それ巡る争いでもある。

日本：実効支配、海上保安庁の艦船で周辺をパトロール。

中国：海警局等の艦船で領海侵犯を行う。

アメリカ：尖閣諸島での有事が安保条約の適用範囲内であることを確認。

IV. 関係国の立場

A) アメリカ

はじめに、アメリカがいかにアジアと向き合っているか、という巨視的な視点から記述する。その後、アジアの中の、南シナ海にどう関わるのかを明らかにし、最後にアメリカの目標と手段の変遷を記述する。

アメリカのアジア戦略

オバマ政権のアジア地域へのアプローチ

三つの目標

① 安全の供給

中国との安全保障競争を緩和し、アジア情勢を安定させたい。

② ルールに基づいた秩序の推進

「ルールに依拠した国際システム (rule-based international system)」を追求。地域の国々がルールを共有することで、予測可能性を高め、国家間協力を可能にする。

③ 自国の経済利益を求める

「域内全域への経済的関与 (region-wide economic engagement)」を志向。安全保障環境を安定させ、地域秩序を作った上で、東アジアの諸国と経済関係を深め、アメリカの経済を活性化させるという目標。

具体的アプローチ

オバマ政権初期：「二重の安心供与」中国と東南アジア諸国双方に安心供与を行う。

安心供与…不安を感じている国に対して、その不安を緩和する行動をとることで緊張を抑制するというもの。

例：

対中国：「中国の平和的台頭を歓迎する」旨の発言を大統領、政府高官が行い、アメリカは中国を封じ込めようとはしていないことを示す。など

対東アジア諸国：シンガポールに沿海域戦闘艦 (LCS) を配備。オーストラリアに海兵隊をローテーション配備。など

しかしながら、二重の安心供与はシーソーゲーム的（一方に安心供与すれば、他方が不安に駆られる）になってしまった。加えて、安心供与は体調となる国が不安に基づいて行動している場合は有効に作用するが、野心に基づいている時は逆効果であり、中国は問題となるような行動をやめなかった。このようなことから、オバマ政権は、被害アジア諸国を重視した安心供与を行うようになっていった。

以上、アメリカがアジアにどのような姿勢で臨んでいるのかを記述した。これを受けて、特に南シナ海への姿勢に注目する。

南シナ海に関わる米国の利益/目標

アメリカの南シナ海に対する具体的政策を見る前に、南シナ海問題においてアメリカが有している利益もしくは目標を示す。これはいわば米国にとっての争点であり、「はじめに」で示した2つの層のうち、上層部分における争点である。シミュレーションの際に指針とされたい。これら利益は以下の3つである。①グローバルコモンズへのアクセスを維持すること。②同盟国、パートナー国等へのクレディビリティを維持すること。③現行の国際秩序を維持すること。以上の詳細を示していく。

① グローバルコモンズへのアクセスを維持すること

公海（すなわちグローバルコモンズ）へのアクセスは、国連海洋法条約にも明記されている権利である。これを利用し、アメリカは海洋という交通路を通じて全世界に部隊を派遣できる能力（戦力投射能力）を維持してきた。また、冷戦後のアメリカの圧倒的な軍事力は、アメリカの部隊が軍事的な脅威を受けないという意味で、この能力を支えてきた。この能力は米国の世界的な影響力の源泉であるため、アメリカの目的はこの戦力投射能力を維持することであり、そのためには、他国を圧倒する軍事力によるあらゆる海域へのアクセスが可能である必要があった。しかしながら、近年のアメリカ政府、軍上層部の中ではある懸念が共有されてきた。それは、アメリカの軍事力の相対的な低下である。近年、アメリカに比肩する技術やリソースを持つ国家が軍事的能力を拡張しており、それにより一部地域においてアメリカの部隊はその領域への侵入に際して危険に曝されるようになった。これはアメリカが目的とするグローバルコモンズへのアクセス維持が困難になっているということの意味する。

このような認識が念頭に置いている状況の一つが、中国の海洋進出である。中国はインド洋や、このレポートが扱う南シナ海、東シナ海への進出を精力的に行っており、同時に A2/AD (Anti-Access/Area-Denial) 能力を高めているとされる。この A2/AD（接近阻止/領域拒否）こそ、アメリカが懸念するアクセスの拒否である。これは、アメリカにより示された概念であり、主として長距離の攻撃能力により、敵対者がある領域に入ることを阻止（接近阻止）し、より短射程の攻撃能力によって領域内における敵対者の行動の自由を制限する（領域拒否）ための能力のことを指す。この能力を開発する意図もあり、中国は南シナ海での環礁埋め立てなどの活動を行っているとされる。

このような中国の姿勢は、アメリカが享受してきた公海の自由を侵害するものである。したがって、アメリカは、中国の環礁の埋め立て等の活動に抵抗しなければならない。そうしなければ、中国はその拡大する軍事的パワーを用いて南シナ海を自国のものとし、アメリカ当該海域へのアクセスを失うことになる。

② 同盟国、パートナー国等へのクレディビリティを維持すること

また、南シナ海問題の関係国の中に、アメリカとの同盟国やパートナー国が存在することも、アメリカがこの問題に向き合う際の難しさを生み出している。南シナ海の沿岸国、日本などの中国の海洋進出の影響を受ける同盟国、パートナー国は、拡大を続ける中国の存在感に不安を感じ、アメリカに後ろ盾を求める。このとき、アメリカが、そのような国に安心供与の措置を行わなければ、そのほかの同盟国及びパートナ

一諸国は、アメリカが自国のことを守らない、後ろ盾とされない可能性を感じ、同盟を破棄して中国の方へなびいていく恐れ（ディカップリング）がある。こうした可能性を視野にいれつつ、アメリカは南シナ海にアプローチしなければならない。

③ 現行の国際ルールの権威を維持すること

アメリカが考慮しなければならない点の3つ目は、国際法の効力を維持することである。現在中国は国際法に準拠しない手法で領土の主張を行なっている。これは仲裁裁判所の判決でも明らかになったことである。このような状況を米国が（声明などでは反対を表明していたとしても）実質的に許容すれば、国際法を守らずとも罰せられない、デメリットがない状態を生み出してしまふ。これは、国際法が守られる仕組みを破壊するものであり、アメリカが主体となって作り上げてきた秩序を覆す発端となるものである。したがって、アメリカは国際法を遵守しない中国の姿勢を否定し、それをやめさせなければならない。

以上が、アメリカが南シナ海に有している利益である。これらを鑑みて、アメリカの時期別の目標と手段を記述する。

アメリカの目標及びその手段

南シナ海

1995年5月～2010年7月

目標：南シナ海の安定化、関係国の国際法の遵守

手段：声明の発表

例) 中国が構造物を建設したことに対する声明(5/10)。領土問題に対し特定の立場を取らず、関係国に自制を呼びかける。比較的中立

2010年7月～2012年7月

目標：南シナ海の安定化、関係国の国際法の遵守

手段：演説

例) クリントン国務長官による演説。中国の管轄権を否定し、多国間協議を推進するなど、東南アジア諸国側の内容。

2012年7月～2015年10月

目標：上記に加え、南シナ海における法的枠組みの成立、安全保障協力の強化

手段：①演説

例) クリントン長官の演説。拘束力のある行動規範の成立を促進。オバマ大統領の演説。

②軍事演習

例) フィリピン、タイ、シンガポール、ベトナム、カンボジアとの軍事演習。

2015年10月～

目標：上記と同じ

手段：上記に加え、米国自らが行動
例) 航行の自由作戦。駆逐艦ラッセンがスビ礁の12海里以内を航行。

東シナ海

2001年～

目標：紛争を生起させない

手段：声明の発表

例) 声明を発表し、中国に対する日本の自制的な対応を評価。尖閣諸島が日米安保条約の適用範囲内であることを確認

B) 中国

中国の方向性

・中国の政治力、経済力、軍事力を含む「総合国力」の拡大により、共産党支配の永続化、経済成長と発展、国内政治の安定、国家主権の防衛と領土保全、大国としての地位確保など。

・急速な経済成長を支えるためのエネルギーや天然資源開発、安定的な海運や海外拠点の確保

1. 領土・主権と海洋資源の確保

a. 領土・主権

中国は南シナ海に9つの破線からなる「九段線」を設定し、その内部におけるすべての主権や海洋の管轄権を主張しているが中国の主張は一部の東南アジア諸国の主張と重複。

(e.g.) ベトナム：パラセル諸島とスプラトリー諸島のすべての領有権

フィリピン、マレーシア、ブルネイ：スプラトリー諸島の一部の領有権

インドネシア：排他的経済水域 (EEZ) の境界が未画定。

b. 海洋資源

・南シナ海は各国の漁民にとって重要な漁場となっているが、EEZの境界が未確定なこともあり、各国の海上法執行機関による取り締まりなどをめぐって争いが絶えない。

→「九段線」の内側全域にわたって管轄権を主張する中国にとって、他国の中国に対する取り締まり防止と、他国の取り締まりを強化することが必要

・南シナ海に豊富に存在していると見られる石油や天然ガスの開発を進めること

e.g. 中国は広東省の沖合や海南島・パラセル諸島海域における開発には着手できず。

しかしこの地域ではフィリピンやマレーシア、ブルネイが石油・ガス田の開発を進めている。…中国からすれば自国の領海の資源が他国から奪われている形

★しかし南シナ海における中国の「九段線」の主張は現行の国際法上に照らして根拠が薄弱。

中国は国連海洋法条約 (UNCLOS) の諸規定と「九段線」との関係について公式に説明したことは一度もない。(フィリピンの2013年に国際仲裁裁判所に提訴、中国は参加を拒否。2016年7月に国際仲裁裁判所は中国の「九段線」を根拠に主張していた「歴史的権利」を全面否定する判決が出た)

→現行の国際法に基づいた話し合いでは南シナ海における領土・主権問題や海洋権益をめぐる争いで不利な立場に置かれかねない懸念が、中国による南シナ海への強引な進出の動機の1つ。

2. 海上交通路の安全確保

製品の海外輸出と自給を超えたエネルギー資源の輸入から中国の物品貿易の大半は陸路や空路より安価な海運によって行われる。南シナ海からマラッカ海峡へ通じる海上交通路の重要性は高まり、インド洋から欧州、石油大国である中東諸国やアフリカ諸国とも繋がっている。

しかし中国からみて南シナ海の海上交通路の安全は必ずしも確保されていない。複数の東南アジア国との対立関係(中国の急速な軍の近代化に警戒を強めた各国は海軍力の整備に力を入れている)や南シナ海の米軍の圧倒的な優位な立場が理由。
→南シナ海における中国の海上交通路の安全性を確保することは、中国による活発な南シナ海への進出を促すことへつながる。

3. 米軍優位の打破

中国にとって南シナ海における最大の障害であるアメリカ

→米国はフィリピンの同盟国であり、安全保障に条約上の義務を負っている。また中国の南シナ海における力を背景にした現状変更の試みを強く批判し、アジアへの「リバランス戦略」に基づいてベトナムやマレーシア、シンガポールなどの安全保障協力の強化を図っている。

→中国にとって米国との軍事的衝突は南シナ海における海上交通路の喪失を意味することになりかねない。

※リバランス：2011年にオバマ政権が打ち出した政策。域内における軍事プレゼンスの拡散と軽量化、経済関係の拡充、人権及び民主主義の普及促進といった政策目標を、同盟の強化、新興国との提携、地域的多国間枠組みへの関係強化といったアプローチを通じて推進するというアジア全体を射程とした地域戦略

→中国では「封じ込め」であるとして反発が起こる

【目標】

国連海洋法条約を前提としたうえでの海洋における主権と管轄権を最大限に確保する
劉華清の「近海防衛戦略」で近海に当たる「第一列島線」制海権を、外洋に当たる「第二列島線」内側の制海権を2020年までに確保すること。

第一列島線…九州・沖縄からマレーシア沿岸までを結ぶ線、南シナ海から東シナ海、沖縄や尖閣諸島、台湾までの広い海域を含む。

第二列島線…伊豆諸島からグアムを経て、パプアニューギニア島に至る線。

本州の関東以南から四国、九州、フィリピンなどを含む広大な海域

1990年第、鄧小平は「能力を隠して」という意味の「とうこうようかい」を外交のスローガンにする。

2010年代、世界経済における影響力の高まりを背景に習近平は「中華民族の偉大なる」を掲げる。

【手段】

1980年代半ばに劉華清が「近海防衛戦略」を提唱して海軍力強化をはじめめる。

1992年「中華人民共和国領海および接続水域法」→尖閣諸島や東シナ海の島嶼を自国領土として位置づけ。

1996年「中華人民共和国排他的経済水域と大陸棚法」→海域の管轄権を設定。

日中関係…尖閣諸島の主権をめぐる認識が異なる。

中国:尖閣諸島周辺を含む大陸棚の共同開発に関心を示す。日本:中間線を境界画定の法理として主張し、尖閣諸島と中国大陸の間に中間線を引く。

1970年代から平行線

1990年代半ばに日中中間線を越えた中国の海洋調査船や軍艦の活動が見られる。

2000年代初めに中国側による一方的な資源開発が問題になる。

2008年6月「2008年6月合意」境界画定の合意のない間は双方の法的立場を損なうことなく協力することを確認し、交渉を継続することで一致。

この合意は尖閣諸島の主権をめぐる双方の立場が異なるなかで海洋資源の管轄権を共有する日中協力の試み。しかし中国側は合意を履行せず。

2012年9月 尖閣諸島に対して領海基線を設定。

【結果】

南シナ海や東シナ海における中国の動向と地域のダイナミズム

南シナ海では中国による大規模な埋め立てや人工島の建設が進み、現状が急速に変更されている。

(ベトナムが2014年末までに埋め立てた地域は60エーカーに達し、少なくとも4つの構造物が新たに構築された。)

南シナ海のスプラトリー諸島(南沙諸島)で中国が埋め立てを開始したのは2013年12月であった。その後も埋め立てを続け、2016年1月にはパラセル諸島(西沙諸島)のウッデイ島(永興島)に長距離地对空ミサイルと対艦ミサイルを配備。4月には造成した人工島・ファイリー・クロス礁(永暑島)の飛行場に初めて軍用機(Y-8輸送機)を着陸。

C) 日本

【目標（2013年～）】

中国による南シナ海の軍事拠点化の阻止、日本の安全保障秩序

【手段】

中国の台頭について国際秩序、アジア太平洋の安全保障秩序に対する位置づけを明確にし、統合、バランス、抑止の3種類の政策概念を提示

自国の防衛力の強化、米国との協力関係の深化

近年、中国は南シナ海中央部を覆う「九段線」を持ち出しその海域の全ての島々の領有権を含む独占的な権利を主張している

2013年後期～ 南シナ海・南沙諸島（スプラトリー諸島）の環礁7カ所で中国による埋め立てが行われている

○地域安全保障を揺るがす悪影響

1. 九段線内側海域の支配という国際規則を無視した独善的な主張が容認され、人類の繁栄を支えてきた国際海洋秩序が大混乱に陥る
2. 中国は「力による現状変更」という冒険主義信仰を強め、地域の安定が大きく損なわれる事態を引き起こす
3. 人類の普遍的権利である「航行の自由」が、南シナ海において中国の意図により管制・制約される事態を生起する

【目標（2014～2016年）】

海洋秩序の安定

【手段】

韓国との協力強化、フィリピンと対テロ・海洋の安全等に関する問題で安全保障協力を深める

日米同盟の機能を期待、事故防止協定や危機管理メカニズム構築に貢献していく

中国との対話促進 「統合と協力」の強化

⇒海賊対策、核拡散安全保障イニシアティブ（PSI）の訓練、災害訓練など
 （PIS：国際社会の平和と安定に対する脅威である大量破壊兵器・ミサイル及びそれらの関連物資の拡散を阻止するために、国際法・各国国内法の範囲内で、参加国が共同してとりうる移転及び輸送の阻止のための措置を検討・実践する取り組み。平成27年7月現在、日、米、英を始めとする105か国が参加、協力をしている。）

2014年11月 APEC 首脳会議の場を使って北京で日中首脳会談が行われる

⇒日中関係の相対的安定化を求める

2016年 アメリカが進める航行の自由作戦に参加していない

⇒中国を過度に刺激しないように努める

○日本と中国は互いに互いをけん制している

⇒日本：東シナ海（尖閣諸島周辺）から目を背けさせるため、日本は南シナ海問題への関与を強めている
安倍政権の内閣改造が影響している可能性がある

中国：日本が南シナ海問題から手を引くよう、東シナ海で緊張を高める傾向にある

「日本が南シナ海問題を利用して中国をけん制しても、中国は東シナ海における行動を抑えることなどない」と主張

⇒尖閣諸島周辺に、中国海警局を始めとする法執行機関の巡視船と漁船を大量に送り込み、中国は尖閣諸島を実効支配でき、またその意思があることを示した。

【目標（2006～2014年）】

中国の尖閣諸島進入に対する日本の行動と抑止

【手段】

2006年 中国が管轄権を有すると主張している海域で法執行部門が常時パトロールすることを定めた法律が設定された

2008年12月8日尖閣諸島領海進入

⇒国務院国土資源部海監の巡視船が東シナ海の資源開発合意に反発する目的尖閣周辺海域における中国の巡視船の増加

2010年以降強硬な対日行動がみられる

⇒日本の中国人漁船船長の逮捕・拘留の延長「尖閣諸島国有化」が中国の焦りを招く

2010年～ 中国海軍の艦載ヘリが海上自衛隊の護衛艦の近くを飛行する威嚇行為を行ったり、中国船が日本の排他的経済水域（EEZ）内（中国は自国のEEZ内と主張）で海上保安庁の測量船を追跡し、調査中止を要求したりするなどの事案が発生。

9月7日 尖閣諸島中国漁船衝突事件

尖閣諸島付近で操業中であつた中国漁船と、これを違法操業として取り締まりを実施した日本の海上保安庁との間で発生した一連の事件

南シナ海でも埋め立てや軍事拠点化を進める

2014年以降 安倍政権が進めた対中抑止政策が功をなし、中国の行動が抑制的になる

東シナ海における中国の挑戦に対処するため、「統合機動防衛力」構想の下、陸海空自衛隊による南西諸島防衛を強化

⇒「統合機動防衛力」：即応性を高め、陸海空の統合運用および米軍との共同作戦をより柔軟に行うため、陸上総隊を新編すること。新編成では、尖閣諸島などの島嶼（とうしょ）部に対する攻撃への対応力が特に重視されており、南西諸島方面をにらんだ部隊配置により抑止力の向上を図っている。

D) インドネシア

・中国のアグレッシブな南進による、南シナ海における安全保障環境の大きな変化

南シナ海問題と直結するナトゥナ海での中国との摩擦

・国連海洋法条約という「法の支配」の確認

【目標（1957～2016年）】

ナトゥナ諸島周辺におけるインドネシアのEEZと中国が主張する「九段線」がオーバーラップする海域での安全保障の強化、インドネシアのEEZ内で中国漁船による違法漁業の取り締まり

【手段】

1957年 群島国家宣言「ジュアンダ・ドクトリン」

国連海洋法会議 群島国(複数の島々からなる国家)の主権と水域の定義づけ

2008年 国家領域法 他国との境界の画定の促進

2010年6月 ナトゥナ諸島周辺で中国漁船を拿捕したインドネシア巡視船に対し、中国 海上法執行船が砲の照準を合わせ威嚇

7月 インドネシア政府が大陸棚限界委員会に口上書を提出

⇒中国政府の九段線の主張は国連海洋法条約を覆すに等しい、

と批判

同月 ASEAN 外相会議の共同コミュニケで、「南シナ海の係争当事者間の行動宣言」とともに、「国連海洋法条約を含む国際法原則の精神に即した平和的方法による南シナ海紛争の解決」を確認。

2015年 107隻もの外国IUU船を爆破して沈めた

ナショナリズムの高揚と部隊の再配置が必要

2016年 ナトゥナ諸島に配置されている陸軍兵士を従来の800人から2000人に増強 かつ空軍による戦闘機も増強された

2015年12月には7隻の軍艦を送り、翌月には14隻に倍増。ナトゥナ諸島から480キロ離れたバタム島でナトゥナ防衛を想定したアメリカ軍との合同演習を2回行っている

⇒南シナ海問題にシフトした国軍の体制づくりがみられる

【目標（2014～）】

海洋安全保障政策の設定

【手段】

海軍外交を通じた抑止戦略

マ・シ海峡（マラッカ・シンガポール海峡）と境界未画定海域の秩序維持

2014年10月発足のジョコウィ政権が大きな追い風になった

⇒海洋ドクトリンを初めて掲げた大統領
島と島の連結性の強化と港湾インフラのグレードアップ
2017年7月14日 南シナ海に領有するナトゥナ諸島の北側を「北ナトゥナ海」と命名すると発表 新名称によって中国をけん制する狙いがあるとみられる

E) フィリピン

*一貫して政策の目標は変わらず、自国の南シナ海における領海の防衛と主権の主張である。その年代に応じて表現は変えているが趣旨は変わらない。また、フィリピンは大統領の意向が国の政策決定過程に大きく反映される傾向がある。そのため、2013年と2016年の大統領をそれぞれ明記した上でその年代区分の政策方針を記した。

(1) 1992年～1990年代後半

- ・政策の目標・・・南シナ海における中国牽制及び、航行の安全と自由の確保
- ・政策の手段・・・ミスチーフ環礁事件後、中国牽制のための防衛力強化並びに行動宣言。

1992年：米軍はフィリピンから撤退。米軍との軍事協力を再強化。同年に中国が領海法を制定し、南シナ海領域を自国の領土と定める。これはASEAN側に衝撃を与え、南シナ海に関するASEAN宣言の直接的な契機になった。

1995年：中国は、フィリピンが領有権を主張するミスチーフ環礁を占領。中国に対し、自国の防衛力で対応できないため、米国との同盟を強化することにより、中国に対する牽制および、航行の安全と自由の確保を狙う。また、中国の行動を契機として、南シナ海における主権をめぐる紛争での武力不行使、紛争の平和的解決などをASEAN宣言として出す。その後のASEANの基本方針となる。

(2) 2004年～2012年

- ・政策の目標・・・防衛協力により自国の領海を守る、直接的な衝突を避ける
- ・政策の手段・・・米国との関係悪化を背景に中国との防衛協力をすすめるため、訪問、情報共有、艦船訪問等を通じて防衛交流を強化する。

2004年：「防衛に関する覚書」の締結。安産保障会議。共同訓練を含む防衛協力の強化や、軍事援助を中国がフィリピンに提供するなどして進展。

背景…イラク戦争のフィリピン政府の行動に米国内から批判が起き、米比関係に亀裂が生じた影響で、フィリピン政府は中国政府と緊張緩和状態が進むことになる。中比軍事協力を進展させた一つの要因になる。

2005～2012年：中国漁船とフィリピン当局間における事件は発生しない。中国の夏期禁漁期間中、フィリピン政府もほぼ同時期に禁漁期間を定め、非公式の衝突を避ける体制を整える。

(3) 2013年～2015年（アキノ大統領）

- ・政策の目標・・・フィリピン管轄海域における中国との領有権紛争の平和的かつ持続的解決
- ・政策の手段・・・中国に対し建設的な方法の模索により、中国を批判する一方で、直接対立を回避するアプローチを図る。

2013年：南シナ海における領土主権を主張し、常設仲裁裁判所に中国を提訴。中国これを拒否。

2014年：中国が口上書を提出。仲裁裁判所には管轄権がないことを主張。

2014、15年：EDCA（比米防衛協力強化協定）の締結。米国とフィリピン同盟の再活性化は、国家安全の確保や目標とする地域秩序への支援獲得のための重要なヘッジ戦略。

（4）2016年～2017年（ドゥテルテ大統領時）

・政策の目標・・上記と変わらず。しかし事実上の中国に対する敗北宣言。多国間、二か国間レベルでの秩序建設の先駆者を目指す。

・政策の手段における変化・南シナ海の問題において二国間で対話による解決を探ることで一致。中国との関係悪化は避けられないものの、建設的かつ平和的な対応を選択。

2016年7月：裁判所が中国の主張（「九段線」など）に法的根拠がないという裁定を下した。裁定内容に中国も猛烈に抗議。ASEANなどからも中国に受け入れを迫る事態が起きる。中国は一貫して判決には従わず、国際的な支持も得ようとしている。中国の対応を批判しつつ、米国との協力関係を強化。

フィリピンのドゥテルテ大統領は中国への友好関係を示す発言をする。大統領は判決にこだわらない考えを示す。

・注目すべき点として、中国の政治指導者が南シナ海の領有権を声高に主張し、国民感情が盛り上がる中で、フィリピン政府が同様の対応を続けるのかどうか、また依然として中国との格差は大きい、その差が縮まった時の係争水域における反応の差も上げられる。

F) ベトナム

* 自国の南シナ海における領有権の主張。歴史的に反中姿勢がうかがえる。国の意思決定過程にもそのような色が目立つ。

(1) 1975年～2012年

- ・政策の目標・・・南シナ海における主権の確認
- ・政策の手段・・・占拠、並びに海洋法の制定。

1975年：南北統一して以来、南ベトナムが実行支配していた海洋地勢を新たに占拠した。

2009年：排他的経済水域を超えて大陸棚外縁の延伸を申請。これに対しては中国、フィリピンから講義を受けている。

2012年：海洋法を制定。西沙諸島と南沙諸島に対する主権を改めて主張。

(2) 1995年～2010年代

- ・政策の目標・・・安全保障協力による南シナ海の自国の防衛
- ・政策の手段・・・全方位軍事外交。米国との連携。

1995年：国交正常化した米国とベトナムは連携を強化。

2010年：国交正常化15年にあつたこの年には防衛政策対話、および海軍合同軍事演習を実施。防衛協力の強化が行われた。その場所も、ベトナムが領有権を主張し、中国が実効支配している西沙諸島に最も近い、ダナン港である。戦略的パートナーシップ協定締結も視野に入れていて、両国の安全保障がさらに進む方針。

2011年～：「米越二国間防衛協力の推進に関する覚書」締結。防衛協力関係を築いてきた。

1992年：中国と国交を正常化。

2005年：防衛協議を開始。しかし経済協力などが推進される一方、軍事協力は漸進的である。

(1) 2014年～

- ・政策の目標・・・上と同様
- ・政策の手段・・・対外・国防政策の見改め。基本的な全方位軍事外交の方針は壊さずとも、対中への依存度の低減、並びに対米接近を詮索する方針。

2014年5月：石油掘削事案がおきた。中国はベトナムの意向を無視する形で石油掘削作業を開始し、両国は激しく衝突。ベトナムの全方位外交の限界を知らしめると同様に、対外・国防戦略の見直しを図ることとなる。また、ASEAN首脳会議でフィリピン大統領と共に、南シナ海における中国の対応を避難した後、中国に対抗すべく国際支援を求める共同声明を発表。米国ともベトナムの海上安全保障の支援を目的としてベトナムに対する武器輸出禁止措置を緩和した。日本との協力関係も積極的に築いてきた。

2015年～：ベトナムはASEAN諸国の中でも最も中国との関係が複雑で、軍事衝突が懸念されてきたが、中国の行動により国際社会において不安感が高まる中でも、中国との平和的關係の維持を試みた。2013年以降の二国間会議

も継続いて行われている。2015年11月、ベトナム側の働きかけにより、習近平の訪越が実現。

V. 展望

解決の定義：各国が納得できるもの、納得せざるをえないもの。

(1) 南シナ海問題

解決①：南シナ海において、中国が妥協。他の関係国が協議を行いそれぞれの領土主張を認める（国際秩序の維持/アメリカのクレディビリティの維持）

必要な条件：中国首脳部の大きな方針転換。他の関係国妥協中国の拡張的政策の抑止、軍事的コスト強要による拒否）。

解決②：関係国が中国へ宥和し、中国は九段線に基づき領土、EEZを設定する（聖域化?）。米国は第一列島線内におけるコモンズへのアクセスを放棄する。（国際秩序の妥協/アメリカのクレディビリティの失墜）

必要な条件：中国がより冒険的になると同時にアメリカのアジア太平洋地域への関心薄れる（内向きに）。周辺国もアメリカを後ろ盾として信用せず、ディカップリングが起こる。

(2) 東シナ海/尖閣諸島問題

解決①：日米が宥和、中国が尖閣諸島と周辺海域を実効支配。

条件：中国の軍事的な能力向上により、日米が中国を拒否できなくなる。米国、日本の首脳部の方針転換。

解決②：中国が尖閣諸島へのアプローチをやめる。

条件：中国首脳部の方針転換（日米の軍事的な能力向上を受けて、尖閣へのアプローチのコストが得られる利益に見合わない判断するケースも考えられる）。日米の軍事的な能力向上により効果的な抑止が可能に。

解決③：日中の折衷案：日中が東シナ海の資源を共同開発、両国が ADIZ を策定。突発的な衝突防止の枠組み作る。

VI. 参考文献一覧

Murray Hiebert, etc., “In the Wake of Arbitration: Paper from the Sixth Annual CSIS South China Sea Conference,” *CSIS Asia Maritime Transparency Initiative*, January 2017,

<https://csisprod.s3.amazonaws.com/s3fspublic/publication/170124_Hiebert_WakeOfArbitration_Web.pdf?ATuk9l_q8H.Cxs2jHxDRelthiPgPMhXk>

Michael Green, etc., “Countering Coercion in Maritime Asia: The Theory and Practice of Gray Zone Deterrence,” *CSIS AMTI*, May 2017,

<https://csis-prod.s3.amazonaws.com/s3fs-public/publication/170505_GreenM_CounteringCoercionAsia_Web.pdf?OnoJXfWb4A5gw_n6G.8azgEd8zRIM4wq>

佐藤孝一「米中関係の展開と ASEAN」、日本国際問題研究所編『国際問題』日本国際問題研究所、2014年1月、24-37項。

鈴木洋一「南シナ海の紛争と新たな地域秩序の模索」中央大学政策文化研究所編『中央大学政策文化総合研究所年報 第18号』中央大学政策総合文化研究所、2014年、37-58項、<<http://ir.c.chuo-u.ac.jp/repository/search/binary/p/8129/s/6172/>>。

倉持一「米国による『航行の自由作戦』がもたらす日米中参加国への影響」笹川平和財団海洋政策研究所、2016年2月2日、22項、

<<https://www.spf.org/oceans//wp/wpcontent/uploads/2016/02/ffe63facff6a0a35f08842bd2fae951d-4.pdf>>。

日本国際問題研究所「アジア（特に南シナ海、インド洋）における安全保障秩序」日本国際問題研究所、2013年3月、

<http://www2.jiia.or.jp/pdf/resarch/H24_Asia_Security/h24_asia_security.pdf>。

The U.S.-China Economic and Security Review Commission, “2015 ANNUAL REPORT TO CONGRESS,” The U.S.-China Economic and Security Review Commission, November 17, 2015,

<https://www.uscc.gov/Annual_Reports/2015-annual-report-congress>。

防衛省『平成28年度版防衛白書』防衛省、

山口信治「中国の国際秩序認識の基礎と変化」防衛研究所編『防衛研究所紀要第18巻第2号』防衛研究所、2016年2月、

<http://www.nids.mod.go.jp/publication/kiyo/pdf/bulletin_j18_2_3.pdf>。

上野英詞「南シナ海仲裁裁判所の裁定:その注目点と今後の課題」笹川平和財団海洋政策研究所編『海洋安全保障情報特報』笹川平和財団海洋政策研究所、2016年9月1日、

<<https://www.spf.org/oceans/b160901-4.pdf>>。

防衛省「南シナ海における中国の活動」防衛省、2016年12月、
<http://www.mod.go.jp/j/approach/surround/pdf/ch_d-act_20161222.pdf>。

後藤洋平「『中国海権論』の研究 — 『海洋進出』をめぐる理論と実践に関する考察 — 」
『北大法政ジャーナル』北海道大学、2016年12月12日、
<https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/63839/1/HokudaiHouseiJournal_No23-2.pdf>。

防衛研究所「東アジア戦略概観 2017」防衛研究所、2017年3月31日、
<<http://www.nids.mod.go.jp/publication/eastasian/pdf/eastasian2017/jColophon.pdf>>。

外務省「拡散に対する安全保障構想（Proliferation Security Initiative: PSI）の概要」
外務省、2016年7月26日、
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/dns/n_s_ne/page24_000720.html>。

加茂具樹他『中国対外行動の源泉』加茂具樹編、慶應義塾大学出版会、2017年3月30日。

世界平和研究所 『希望の日米同盟 アジア太平洋の海洋安全保障』 中央公論新社、2016年。

梅本哲也 『国際政治・日本外交叢書⑩ アメリカの世界戦略と国際秩序—覇権、核兵器、RMA—』 ミネルヴァ書房、2010年。

ジェームズ・スタインバーグ マイケル・E・オハンロン 『米中衝突を避けるために戦略的保証と決意』 村井浩紀・平野登志雄訳、日本経済新聞、2015年。

ビル・ヘイトン 『南シナ海—アジアの覇権をめぐる闘争史』 安原和見訳、小泉製本、2015年。

ロバート・D・カプラン 『南シナ海 中国海洋覇権の野望』 奥山真司訳、黒柳製本、2014年。

加茂具樹 『「大国」としての中国—どのように台頭し、どこにゆくのか—』 藝社、2017年。